

豊橋市自転車の快適で安全な利用の推進に  
関する条例（仮称）の考え方について

市民協創部 安全生活課

## 目 次

1. 条例制定の背景	1
2. 条例制定の必要性	1
3. 条例と推進計画等との関係性等	2
4. 条例の骨子	4
5. スケジュール	6
6. 参考資料	
(1) 自転車条例を制定している	
主な自治体	6
(2) 自転車に係る主なデータ	7

## 1. 条例制定の背景

自転車は移動手段として、とても優れた乗り物であり、自転車を生活に取り入れることで、環境、健康、経済等の面で様々なメリットを享受することができることから、本市は国に先駆けて平成26年3月に豊橋市自転車活用推進計画を策定し、自転車の活用を推進するための様々な取組を推進してきました。一方、この流れを後押しするかのように、国においても、自転車の活用を総合的・計画的に推進するため、平成29年5月に自転車活用推進法を施行するとともに、平成30年6月には同法に基づく自転車活用推進計画を策定し、その歩みを加速させています。

本市は自転車通行空間の整備等、策定した計画に定める様々な取組を進めていますが、自転車の利用環境に対する市民の満足度の割合は、ほぼ横ばいで推移していることや、自転車事故に占める16～19歳の割合が県内平均と比べ高いなどといった課題があります。

これらの課題を解決し、自転車活用を更に推進するためには、市、市民、事業者、学校など、様々な主体が各々の役割を認識し、それぞれの立場を尊重しながら、連携・協働して取り組むことが求められます。

## 2. 条例制定の必要性

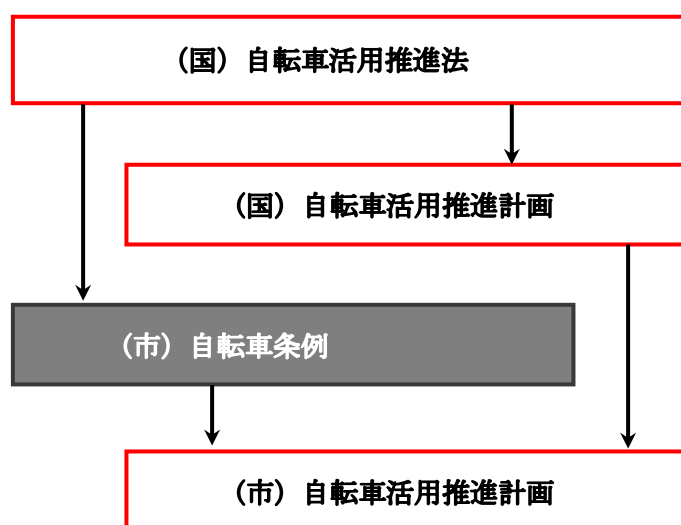
本市は、自転車利用の目指す姿として、自転車そのものの価値を再認識してもらい、自転車を身近でカッコいい乗り物として、

安全に、通勤・通学・買い物時など日常生活の様々な場面で活用してもらおうとともに、サイクリングやスポーツなどを通じた訪れてみたくなる地域として、自転車そのものを楽しんでもらうことにより、その利用を更に拡大していきたいと考えています。

上述の自転車の快適で安全な利用の推進を図るためには、市や自転車利用者はもちろん、自転車に普段乗らない方も含めた多様な人々、事業者等の協力が欠かせません。

こうしたことから、自転車の快適で安全な利用の推進に関し、市や市民、事業者など地域社会を構成する者のそれぞれの責務や役割を明確にし、施策を総合的に推進することにより、交通の安全安心を確保するとともに、その利用の拡大を図り、もって環境負荷の低減、市民の健康増進、災害時の交通機能の維持等に資するため、本条例を制定するものです。

### 3. 条例と推進計画等との関係性等



# 豊橋市自転車の快適で安全な利用の推進に関する条例(仮称)の概念図

## 目的

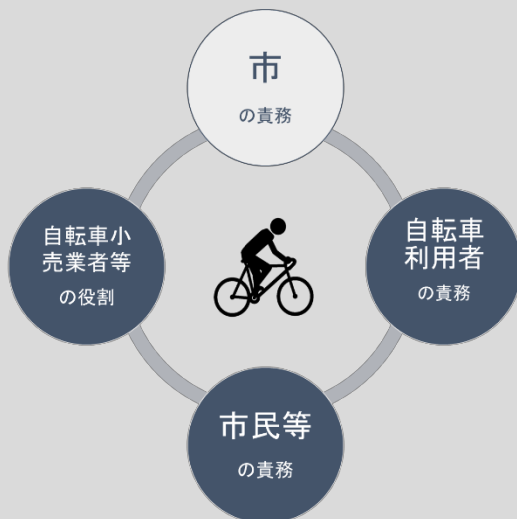
市民生活における自転車の快適で安全な利用の推進に関し、基本理念など次の事項を定め、施策を総合的に推進することにより、交通の安全安心を確保するとともに、その利用の拡大を図り、もって環境への負荷の低減、市民の健康の増進、災害時の交通機能の維持等に資することを目的とする。

- 市及び自転車利用者の責務等
- 市の施策の基本となる事項その他必要な事項

## 基本理念

- 環境負荷低減、市民の健康増進、災害時における交通機能の維持等に資するという認識の下、自転車利用を推進する。
- 交通の安全安心の確保を図りつつ、通勤、通学等の移動のほか、レクリエーションの手段等として自転車が利用されるよう、その利用の拡大を図る。

## 責務・役割



## 市の基本施策

- 自転車が通行する空間・駐輪環境の整備等
- 自転車の快適な利用等の支援等
- 環境への負荷の低減を図るための取組
- 自転車を活用した地域づくり及び健康づくりの推進
- 自転車の安全な利用に関する教育
- 自転車損害賠償保険等の普及啓発
- 災害時における自転車の有効活用等

## 教育・保険

- 学校長及び保護者による自転車交通安全教育の推進
- 自転車利用者等による自転車損害賠償保険等の加入

## 期待される効果等

- 市民一人一人が自転車を身近でかっこいい乗り物として日常生活の様々な場面で安全に活用することによる自転車利用の拡大
- 自転車そのものを楽しむサイクリングやスポーツなどを通じた訪れてみたくなる地域の推進
- 環境負荷低減、市民の健康増進、災害時における交通機能の維持
- 自転車交通安全教育等の実施による自転車交通事故の削減、二重施錠による放置・盗難自転車の削減
- 自転車損害賠償保険等の加入が促進されることに伴い、事故が発生した場合でも被害者の損害が賠償されることによる安心の確保

## 4. 豊橋市自転車の快適で安全な利用の推進に関する条例(仮称)の骨子

### (1) 目的

市民生活における自転車の快適で安全な利用の推進に関し、基本理念を定め、市や自転車利用者の責務等を明らかにし、自転車の快適で安全な利用の推進に関する施策を総合的に推進することにより、交通の安全安心を確保するとともに、その利用の拡大を図り、もって環境への負荷の低減、市民の健康の増進、災害時の交通機能の維持等に資することを目的とする。

### (2) 用語の定義

- 自転車：道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- 自転車損害賠償保険等：自転車の利用に係る事故により生じた損害を賠償する保険又は共済をいう。

### (3) 基本理念

- 環境負荷低減、市民の健康増進、災害時における交通機能の維持等に資するという認識の下、自転車利用を推進する。
- 交通の安全安心の確保を図りつつ、通勤、通学等の移動のほか、レクリエーションの手段等として自転車が利用されるよう、その利用の拡大を図る。

### (4) それぞれの責務及び役割

#### (ア) 市の責務

- 基本理念にのっとり、自転車の快適で安全な利用の推進に関する総合的な施策を実施する（「(5) 市の基本施策」を参照）。
- 施策の実施に当たっては、市民、事業者等と連携を図る。

#### (イ) 自転車利用者の責務

- 道路交通法その他の法令を遵守し、歩行者、自転車及び自動車等の通行に十分に注意して自転車を利用しなければならない。
- 自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。
- 乗車用ヘルメットの着用、自転車側面への反射器材の装着、定期的な点検・整備をするよう努める。
- 二重に施錠する等盗難を防止するための措置を講ずるよう努める。

## (ウ) 市民の責務

- 道路交通法その他の法令を遵守しなければならない。
- 市が実施する自転車の快適で安全な利用の推進に関する施策に協力するよう努める。

## (エ) 自転車小売業者等の役割

- 自転車損害賠償保険等への加入、防犯登録、乗車用ヘルメットの着用、定期的な点検・整備及び施錠の必要性に関する啓発及び情報の提供を行うよう努める。
- 市が実施する自転車の快適で安全な利用の推進に関する施策に協力するよう努める。

## (5) 市の基本施策

- 市が管理する道路の保全並びに自転車が通行する空間及び駐輪環境の整備に関すること。
- 自転車の快適な利用等の支援及び普及啓発に関すること。
- 自転車を活用した環境への負荷の低減を図るための取組に関すること。
- 自転車を活用した地域づくり及び健康づくりの推進に関すること。
- 自転車交通安全教育に関すること（※1）。
- 防犯登録、施錠、自転車損害賠償保険等の加入の普及啓発に関すること。
- 災害時における自転車の有効活用等に関すること。

## (6) 自転車交通安全教育の推進


- 市は、市民、事業者等との連携により自転車交通安全教育を推進しなければならない（※1再掲）。
- 学校の長は、自転車交通安全教育を行うよう努める。
- 幼児、児童又は生徒を保護する責任のある者は、その保護する者に対し自転車交通安全教育を行うよう努める。

## (7) 施行時期

平成31年4月（予定）

※ただし、自転車損害賠償保険等の加入義務は同年10月施行予定。

## 5. スケジュール

項目	平成 30 年度				平成 31 年度		
	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	…	10 月
市議会	●総務 委員会			●議決			
パブリック コメント							
条例案の 提出・施行			●条例案 提出		施行		施行 自転車損害賠償保険 加入

## 6. 参考資料

### (1) 自転車条例を制定している主な自治体

自転車の活用を推進する条例を制定している自治体

	自治体名	施行	条例の名称
1	堺市（大阪府）	平成 26 年 10 月	堺市自転車のまちづくり推進条例
2	千葉市（千葉県）	平成 29 年 7 月	千葉市自転車を活用したまちづくり条例
3	尼崎市（兵庫県）	平成 29 年 10 月	尼崎市自転車のまちづくり推進条例
4	北海道	平成 30 年 4 月	北海道自転車条例

愛知県内の自転車に関する条例を制定している自治体

	自治体名	施行	条例の名称
1	知多市	平成 28 年 4 月	知多市自転車の安全利用に関する条例
2	名古屋市	平成 29 年 4 月	名古屋市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例
3	豊川市	平成 30 年 4 月	豊川市自転車の安全な利用の促進に関する条例

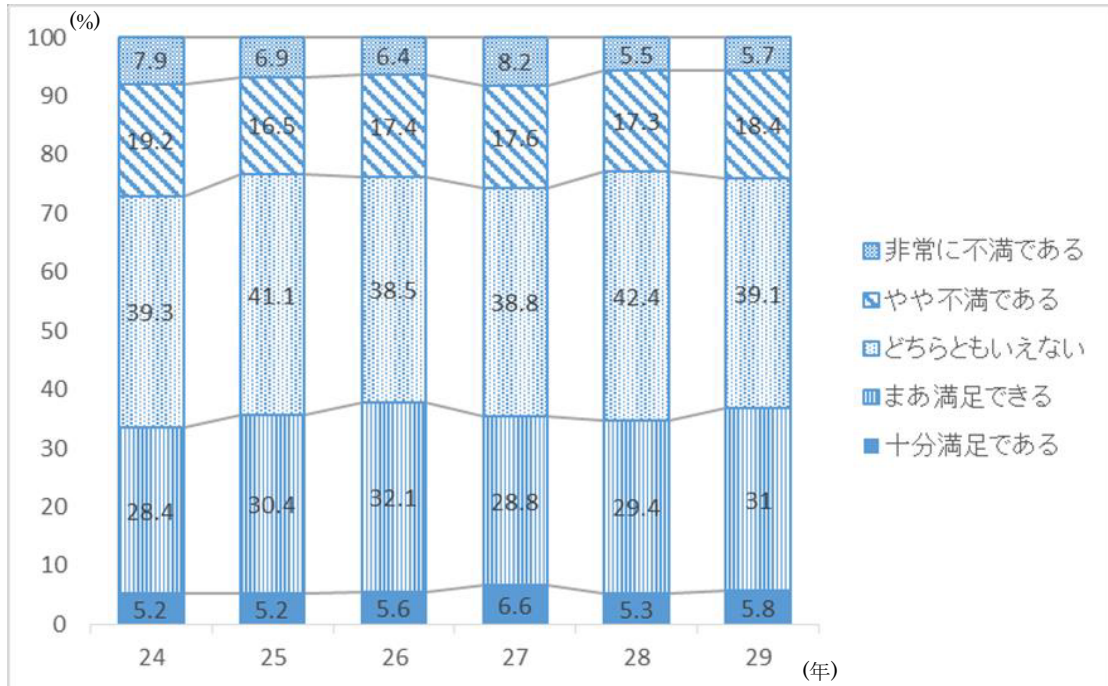
※いずれも安全利用のみを目的とした条例

公益財団法人日本交通管理技術協会によると、自転車に関する条例を制定している自治体は、平成 30 年 4 月 1 日現在で、76 自治体である。



## (2) 自転車に係る主なデータ

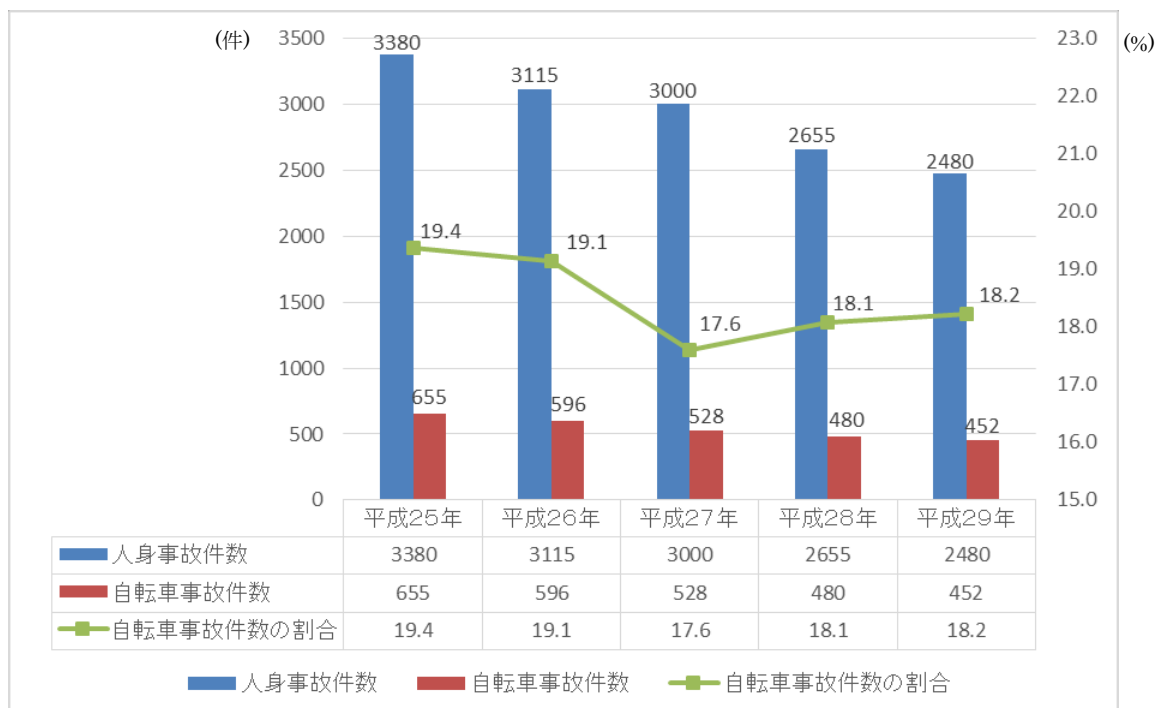
### 自転車利用のしやすさ



資料：市民意識調査

自転車の利用のしやすさについて、満足と感じる人の割合は、ほぼ横ばいで推移している。

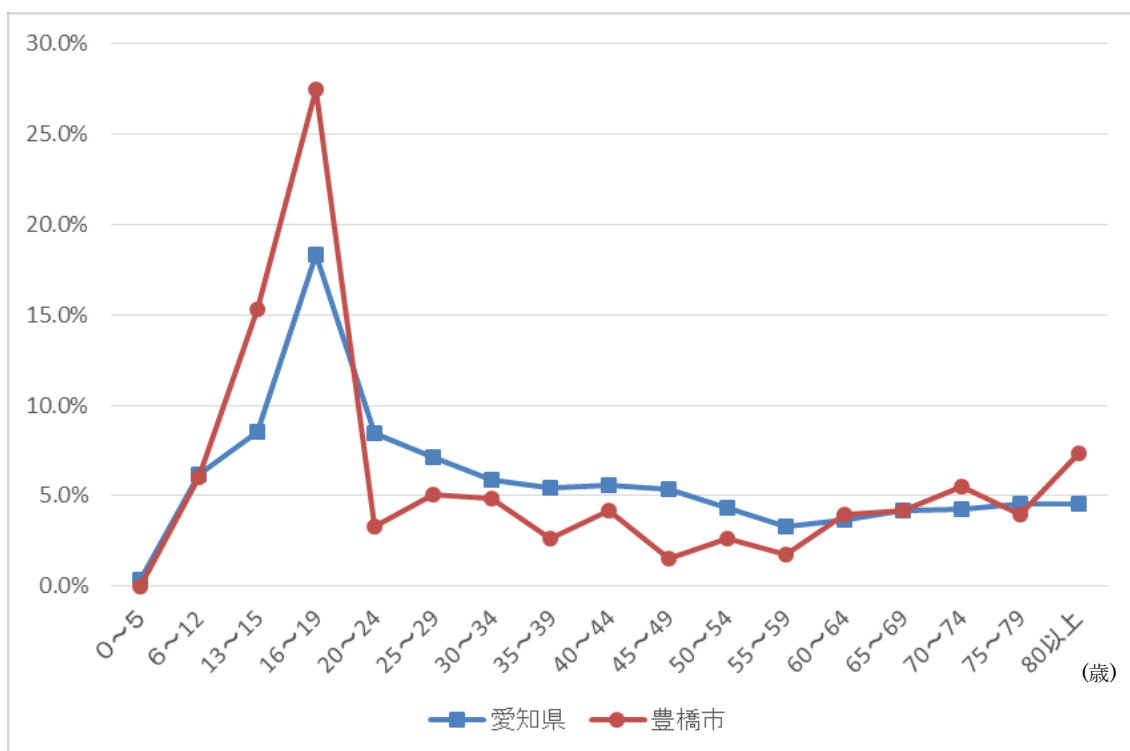
### 豊橋市内の自転車に係る事故



資料：安全生活課、豊橋警察署

市内の人身事故総件数に占める自転車事故件数の割合は、約2割を占める。

平成 29 年 年齢別自転車事故死傷者に占める割合



資料：安全生活課、豊橋警察署

自転車事故負傷者における 16~19 歳の割合は、愛知県の 18.4%に対し、豊橋市は 27.5%と 9.1 ポイント高くなっている。

自転車事故による高額賠償事例

<全国>

判決認容額	事故の概要	裁判所・年
9,521 万円	男子児童が運転する自転車が歩行中の女性に衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。	神戸地方裁判所 平成 25 年
9,266 万円	男子生徒の運転する自転車が、男性に衝突。男性に重大な障害（言語機能の喪失等）が残った。	東京地方裁判所 平成 20 年
6,799 万円	男性が運転する自転車が、横断歩道を横断する女性と衝突。女性は脳挫傷等で 3 日後に死亡した。	東京地方裁判所 平成 15 年

<愛知県>

賠償額 (示談解決)	事故の概要	発生年
約 2,080 万円	男子生徒が運転する自転車、歩行中の女性と正面衝突。女性は頭部を損傷し、その後死亡。傘差しによる前方不注意が原因。	平成 24 年
約 1,870 万円	男子児童の運転する自転車、自転車の女性と衝突、女性は負傷した。一旦停止無視が原因。	平成 25 年
約 1,620 万円	女子児童が自転車走行中、信号のない交差点で二輪走行中の男性と衝突、男性は重傷を負った。	平成 27 年

資料：名古屋市ホームページより